

令和5年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
令和5年3月6日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	令和5年3月6日 午後1時00分					星 正 彦
	閉 会 開 議					議 長
令和5年3月6日 午後3時17分						
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	会議録署名 議員		3	田 中 二 三 輝	4	宇 田 川 亮

職 務 出 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和5年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月6日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和5年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁 指定者
3番 田中 二三輝	<p>1. 小学校の統合について</p> <p>(1) 小学校統合の必要性は。</p> <p>(2) 「小学校の統合に向けたあり方検討委員会(以下、検討委員会という)」の役割と教育委員会との関係は。</p> <p>(3) 検討委員会は、統合小学校(仮称)の候補地を3ヶ所とし、その評価結果は広報に添付されていたが、教育委員会の対応は。</p> <p>(4) 教育委員会の職務権限は。</p> <p>(5) 統合小学校開校の時期は。</p>	教育長
9番 栗田 美和	<p>1. 小学校の統合について</p> <p>(1) 教育環境の現状は。</p> <p>(2) それに対する町長の認識は。</p> <p>(3) 小学校の統合に向けたあり方検討委員会の今後の方向性は。</p>	教育長 町 長 教育長
11番 西藤 典子	<p>1. 第3次鞍手町男女共同参画基本計画について</p> <p>(1) この計画の実施期間は。</p> <p>(2) この計画の基本理念は。</p> <p>(3) この計画の達成状況と今後の見通しは</p> <p>2. トイレの生理用品の配置について</p> <p>(1) 学校や公共施設トイレへの生理用品の配置の進捗状況は。</p> <p>3. 六田川改修計画について</p> <p>(1) その後の進展状況は。</p> <p>(2) 鞍手開発の工事変更許可は下りたか。</p>	町 長 教育長 町 長
4番 宇田川 亮	<p>1. 小学校の統廃合について</p> <p>(1) 町内小学校の現状と今後の推計は。</p> <p>(2) 現状の設備等(トイレ・給食センター他)の問題や改善は。</p> <p>(3) 「小学校の統合に向けたあり方検討委員会」における統合の議論と経過は。</p> <p>(4) 第3次提言が教育委員会へ提出されたが、候補地決定への議論と結論は。</p> <p>(5) 予算確保と今後のスケジュールについて町長の考えは。</p> <p>(6) 統合後、最適な教育環境を図るため小人数学級にする考えは。</p>	教育長 町 長

令和5年3月6日（第2日）

開会 午後 1時00分

○議長（星 正彦 君）

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告一覧表の順序により行います。

最初に3番議員 田中 二三輝 議員の質問を許可します。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

今回は、鞍手町の未来を担う、子どもたちに最適な教育環境の整備充実を図り、子どもたちが楽しく学べる小学校の建設に向けた、小学校の統合について一般質問を行います。

それでは、通告書に従って行います。

まず、鞍手町における小学校の統合の必要性に関し、改めて教育長に確認をいたします。

教育者として長年の経験と実績を積まれた中で、現在の鞍手町の小学校が抱えている、問題点はどのようなことなのか。

小学校あり方検討委員会からの1小学校に統合との提言を受け、教育委員会としても、1校への統合との方針を定めたというふうに記憶をしておりますが、小学校が抱えている問題点を1小学校に統合することで解消できるのか、まずこの点についてお答えをいただきたいと思えます。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

ただ今の少子化の影響で今後の児童数は減少することが見込まれており、令和4年5月時点で703名いる小学校児童が現時点で住民基本台帳に登録されている児童に転入・転出等がないと仮定した場合、令和11年で32.4%減の475名になり、複式学級を編成せざるをえない学校も4校に増えるとともに、ハード面に目を向けても、現時点でさえ校舎はかなり老朽化しているのが実情です。

令和5年4月の学級編成においては、1人の先生が2学年教える複式学級が室木

小学校は全学年、西川小学校においても2・3年生が複式となります。

また、室木小学校の新1年生入学予定者数は、1人です。

古月小学校においては、あと1人児童が減れば複式になる状態です。

このような状況では、学力保障が十分できるとは、言いがたい状況です。

また、1年生から6年生までクラス替えができないことは、人間関係が固定化され、これから到来するAI等が高度に発達した超スマート社会に必要なコミュニケーション能力等が十分育ちません。

さらに、少人数のため切磋琢磨することが少なく、これからの生きる力をつける上でも統合は必要だと考えています。

1小学校に統合することで、一長一短はありますが、問題点のかんりの部分が解消できると思います。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

一概には言えないと思いますが統合することによって、いじめ等というのが非常にちょっと気になるんですけど、その辺はどのようにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

いじめ等の問題につきましては、現在もそうですけども、いじめはいつでも、どの学校でも起こりうるというふうに考えております。

今後も人権学習などを進めていきながら、いじめは決して許されないものであると、いうことを職員や児童生徒に徹底させて、なるべく多くの目で見えていくと、いうふうなことをして、早期発見、早期解決に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

今いじめ等の関係もお答えいただきましたけども、そういうことも含めて、それでも1小

学校に統合したほうが良いというふうにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

現状から、これから先のことを考えていきますと鞍手町においては、1小学校に統合したほうが良いというふうに考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

1小学校に向けた教育長の思いというものが理解出来ました。

次にちょっと基本的なことをお尋ねいたしますが、小学校あり方検討委員会というのがあると思いますけども、これと教育委員会の関係をちょっと教えていただきたいと思えます。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

鞍手町立小学校の統合に向けたあり方検討委員会は、教育委員会に設置された小学校の存続、統合、及び廃校についての調査研究及び検討を行う附属機関です。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

小学校あり方検討委員会が教育委員会の附属機関ということが確認出来たんですけども、過去議会においてですね、議会に対して行政報告が一度あったと思えます。

小学校は、1校に統合するというふうな内容の報告があったと記憶しておりますが、まずこの理解でよろしいですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会から1校という報告を受け、教育委員会においても、十分検討した結果、1校に統合というふうに決定いたしました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

関係性から言えば小学校あり方検討委員会は、まず教育委員会に対して報告する。

そして教育委員会の責任のもと、教育委員会が決定すると。そういった理解でよろしいですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会は、教育委員会の附属機関でございます。附属機関とは、担当する事務について必要な審議や調査を行う機関で執行機関とは異なり、自らが最終的な意思を決定するまでの権限はございません。執行機関であります教育委員会が責任を持って最終的な意思決定を行うようにしております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

小学校あり方検討委員会と教育委員会の関係もここではっきりとさせたわけですが、次に、基本的なことをお伺いいたしますが小学校あり方検討委員会と、おっと失礼、同じところ言っていましたね。失礼しました。

次に通告書の（3）番についてなんですけども、ちょっと質問に入る前に私のこの質問時間内に限り便宜上、1小学校に統合する小学校のことを仮称ですけども統合小学校というふうに発言したいと思いますよろしいでしょうか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

よろしいです。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

ありがとうございます。検討委員会が報告した内容は先日、広報等に添付されていましたが、この候補地3ヶ所の評価結果の報告を受け教育委員会は、先ほどの説明ではその責任のもと、どのように対応されたのか。

また現在、教育委員会としての結果が出ているのであれば、教えていただきたいと思いますがいかがですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

今まで教育委員会では毎回、検討委員会で使用した資料と協議概要の報告を受けていました。

令和4年12月16日に検討委員会から第3次提言書を受け取り、その後に総合教育会議を3回、それを受けての教育委員会を3回行いました。

最終的に、建設候補地を旧鞍手北中学校敷地と剣南小学校敷地に絞り込んで検討した結果、教育委員の全員一致で剣南小学校敷地を建設地に決定しました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

教育委員会は、検討委員会の報告を受けて全員一致で統合小学校は剣南小学校と、いう結論に至ったということですが、統合小学校は既存の校舎を利用するんですかそれとも、新設するという、ことでしょうか。この辺はどのようにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

新設の予定です。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

新設の予定ということですが、教育委員会が新設というふうに判断したのか、それとも従前当初から、町執行部も統合小学校は新設等の共通の認識を持っていたのか、その辺はいかがですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会からの第2次提言に於いても、統合の小学校は新設にすべきであると、いうふうな提言を受けております。

また、町執行部、教育委員会とも、新設の認識で進んでまいりました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

統合小学校に関しては、候補地3ヶ所のいずれかに統合小学校を建設する。このことを踏まえて、教育委員会の責任のもと、剣南小学校に統合すると、統合小学校を新設するとの結論に至ったこのような理解でよろしいんですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

はい。その通りです。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

次に、教育委員会のこの職務権限についてちょっと教えていただきたいんですが、教育委員会は学校機関を管理し、教育に係る事務を行うための組織であり、法律によって各都道府県と市町村に設置することが定められている。

教育委員会は、自治体における教育に係る事務に広く携わっており、その職務権限は大きく二つに分かれているというふうに考えておりますが、一つが、学校教育に関わる職務権限、もう一つがその他の教育に関わる職務権限があるというふうに理解しておりますけども、今回の統合小学校に係る教育委員会の職務権限、これをどのようにお考えですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

教育委員会の職務権限につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第21条に規定されています。

ご質問の内容である小学校の統合に関しましては、法第21条第1号に、教育委員会の所管に属する学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。とうたわれております。

統合小学校として新設する学校については、教育委員会の所管に属する学校の設置に統合により廃校となる学校については、教育委員会の所管に属する学校の廃止に該当するものと考えております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

今お答えいただきましたけども、学校教育基本法38条には、まず小学校の設置に関する条文があります。これは市町村が学齢児童を就学させるために、小学校を設置しなければな

らない。これは設置義務だというふうに解するべきだと思いますが、市町村の職務権限には当たらないというふうに考えていいのかなというふうに理解をしております。

確かに教育委員会及び地方自治体の長の職務権限に関する法的根拠と言ったものに関しては先ほど教育長がお答えいただきました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の21条に教育委員会の職務権限、22条に地方公共団体の長の職務権限が示されております。

この法の条文というのは非常に簡略的に表現されているために、解釈に非常に苦慮しましたが、最高裁の判例の中に法21条並びに22条の解釈について裁判官が述べているのでそれを抜粋してまずご紹介をしたいと思います。

この法律は第1条に、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱い、その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めというふうにまず第1条にうたわれております。

そこで教育委員会の職務権限は、同法21条、教育委員会が学校、その他の教育機関の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事などを含む地方公共団体が処理する教育に関する事務の主要なものを管理執行する広範な権限を有すると定めている。

もともと同法は、地方公共団体が処理する教育に関する事務の全てを教育委員会の権限事項とはせず同法22条において、地方公共団体の長の職務権限に属する事務をも定めているが、その内容を大学及び私立学校に関する事務を除いては、これ3号4号5号にそれぞれ条文が分かれておりますけれども、いずれも財務会計上の事務のみにとどめている。

すなわち同法は、教育行政については、教育委員会の固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育行政の安定の確保を図るとともに教育行政の財政的基盤の確立を期することをしたものと解される。

これが最高裁の判例から抜粋した内容です。このことから先ほど教育長のご答弁にありました法的根拠と言ったものが、先ほど教育長がお答えになった内容というのは、法的根拠がある答弁でありというふうに判断できるのではないかと考えます。

それでは次に、統合小学校の開校時期、これはいつ頃の目途なのか。その辺をちょっと教えていただけますか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

小学校の統合につきましては、検討委員会の委員を初めとする保護者の方はもちろん現在勤務されている先生方からも可能な限り早急にとの意見をいただいているところです。

今年度は、いつまでに、どこにどんな小学校を整備するのかを定める鞍手町立小学校統合

基本計画の策定を進めています。

その策定過程の中では設計、造成、建築工事の期間を踏まえると最速で令和9年と考えていました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

考えていました。なぜ過去形なんですか。なぜ過去形なのかちょっとよくわかんないんですけど、この一般質問における教育長の答弁を伺っていますと統合小学校に関し、法的根拠にのっとり、教育委員会が決定したことに関してです。

もう既に、剣南小学校に建てる、いろんなことが教育委員会の責任のもと、決まっているにもかかわらず、なぜ過去形なのでしょう。その辺がちょっと理解出来ないんですけど。

さらに言えば、それだけ決定しているのであれば、従前のように議会に対して何らかの報告があってもいいのではないかなと。いうふうに考えますけども、この点が甚だ疑問に感じますが、どのような問題点が今あるのでしょうか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

検討委員会で、2年近く検討してまいりました。そして第3次提言書を受けて総合教育会議や教育委員会で協議をして教育委員会で決定したですね、報告書を町長が受け取らなかったことで統合に向けての話合いが進まなくなったことです。

統合に向けて早く取り組まないと先ほど述べましたように児童の学力保障や学校生活などが犠牲になることとなります。

また、老朽化した校舎設備等も心配になることです。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

なぜ町長は、教育委員会の報告書を受け取らなかったんですか。議長すいません。答弁者指定を町長入れていませんでしたので答弁を求めるわけにもいきませんので、どうしよう

議長ちょっとお時間いただいてよろしいでしょうか。質問時間のカウントダウンは止めなくて結構ですので、ちょっと一旦座って質問をまとめたいと思います。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

すいませんちょっとお時間をいただきました。

教育長にお尋ねしますが、町長が受け取らない理由といったものはどういう内容だったかっていうのは答えられますか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

総合教育会議の中でも、話し合いをいたしましたけども建設地は、旧鞍手北中学校がふさわしいというふうに町長は考えられておりました。そして総合教育会議の中でも繰り返し強く主張されておりました。

しかしながら、先ほど述べましたように地教行法の21号の第1号の規定に基づき教育委員会といたしましては、全会一致で剣南小学校敷地を建設地として決定しております。

法の規定による教育委員会の職務権限につき、基づく決定文書であるから報告書を受け取るよう再三、教育課長と一緒にお願いいたしましたけど町長は受け取りを拒否されて、これは教育委員会が勝手に決めたことだから、受け取らないというふうに言われました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

教育委員会が勝手に決めたって、教育委員会は法の権限にのっとって決めたことなんでしょ。ただ単に教育長が個人的に決めたのでもなく教育委員会が法の権限にのっとって、職務権限にのっとって、それを決定した。それを勝手に決めたというのはちょっと理解出来ないんですけども。

本当は、答弁者に指定していないので町長のお答えをいただくわけにはいきませんが、教育長が今おっしゃったことというのは、これは教育長がまず、個人的にそういうふうに感じて受け取ったものなのか、それとも何人かの同席者等がいて、その方も同じように受け

止めていらっしゃるのか。そこはちょっとどういうふうな受け止めなんですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

報告書を持って行ったときは、教育課長と一緒に2人で持ってまいりまして、教育課長も同じように感じております。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

そうなるとですね、町長の個人的な理由で、どこかに建てたいという町長の思いがあって、それとは違うものを示されたから勝手に決めたことと言っているというふうにはしか判断出来ないんですけど。

それは先ほど最高裁の裁判官が解説した内容からすると著しく職務権限を逸脱した、ただ単なる暴走としか言えないというふうに私は考えますし、ここではっきりとそのことは明言しておきたいと思います。

町長の教育委員会に対する越権行為によって開校の目途が立たず、小学校の児童が被害をこうむったと。いうふうに受け止めるべきじゃないかなというふうに強い憤りを感じておりますが、それとこれは、議案質疑に関連するかもしれませんが一般質問でちょっとお尋ねするのはどうかと思いますけども、そのことで今教育長がおっしゃった内容と、令和5年度の当初予算に小学校統合に関する予算計上がされていない。

私が見落としているのかもしれませんが、よくよく予算書を見る限り、この項目が見当たらないんですけども、これは予算要求等は、しなかったんですか。

単純になぜ計上されていないんでしょうか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

この件につきましては、教育課長が答弁いたします。

○教育課長（森永 健一 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育課長。

○教育課長（森永 健一 君）

お答えいたします。担当係である、教育環境整備係の令和5年度の予算については、基本設計、実施設計の委託料、プロポーザルによる業者選定を考えていたことから、設計候補者選考のための委員会の委員報酬等、予算要求しておりましたが、町長査定において私の権限により全て落としますと言われ要求した予算は、全て落とされております。

令和4年度中に建設地の決定の後に開催する予定であった2回分のあり方検討委員会の委員報酬等、令和4年度から繰越しされた基本計画の業務委託料のみを計上することとなりました。

以上です。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝 君）

教育委員会が、まず勝手に決めたものでもないし、法的根拠にのっとって、その職務権限に従って決定したものであって、町長の意見や考えは教育委員会の決定にまで影響を及ばないということはこれ明白なことであるというふうに私は考えますけども、根拠としては先ほど紹介いたしました最高裁の判例の中に裁判官はさらに、教育委員会と地方公共団体の長との権限の配分関係に鑑みると教育委員会が下した決定については、地方公共団体の長は、著しく合理性に欠きそのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その決定を尊重し、その内容に応じた財務会計上の処理をとるべき義務があり、これを拒むことは許されないと解するのが相当である。というふうに解説をしております。

さらに、地方公共団体の長は、関係規定に基づき、予算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して負担するものであるが反面、同法に基づく独立した機関としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入し得るものではなく、このことから地方公共団体の長の有する予算執行機関としての職務権限にはおのずから制約が存するものと言うべきである。

これが、この裁判官の解釈から教育長の答弁にあったとおり教育委員会も、町執行部もともにまず、統合小学校は新設だと。いう共通の認識があったことから予算執行に関し看過出来ないほどの瑕疵があるとは到底言えない。というふうに判断を出来るじゃないかなと私自身は思います。

今定例会の初日に述べられましたとおり、所信表明を自ら保護しないための町長は即座に越権行為をやめ法を遵守し法の定める権限内において小学校統合に向け早急に先ほど課

長が述べた補正予算を組み当初の目的を果たすよう最大限の努力をすることをはっきりとここで、言い渡して私の一般質問を終わります。

○議長（星 正彦 君）

以上で、田中 二三輝 議員の質問を終了します。

次に、9番議員 栗田 美和 議員の質問を許可します。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

1番最初に、申し上げておきますけども田中議員が事細かに法的根拠からずっと述べられましたのでもう何も言わなくてもいいんじゃないかなとは思っておりますけども、通告しておりますので、簡単に質問に入ります。

まず町長は、小学校の統合については、2ヶ所ということでの理解というか話で私たちも聞いておりました。

ところがこの2年間の検討委員会の中で、これが1ヶ所になったというのは、検討委員会の、まとめを尊重された結果だというふうに考えるところでございます。

それで町長あたりも既に常識、ここにおられる議員の方も多分これも頭の中に全部入っていると思いますけども町長が所信の中で言われましたようにこれ以上の人口減少とか、そういう形にならないように少しでも増やすようにするためには、我々も含めてですけども、やっぱりこれ授業料とか給食費が無料だという経済的な問題もありますけどもそれ以上に、これは教育の質を上げる子どもたちをどういう教育環境に置くのかというのが大きな問題だというふうに考えているところでございます。

よそのことを言うのは、本位ではありませんけども宮若市あたりもトヨタの工場が出来ましたけどもそこの職員というか社員は、皆さん家を建てるのは若宮市ではなくて宗像市に全部家を建てているというような状況を聞いております。

個人的には早期に、この統合問題を決着して前に進めなきゃいけないんじゃないか。というふうに考えております。

では、質問に入ります。まず1点目は、この町内の小学校統合について、これについては先ほど教育長に改めて聞こうと思っておりましたけども、田中議員の話の中で教育長もこと細かに述べられました。これに関する町長のご理解、認識はどういうものかお伺いします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今、教育長が指摘されました内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行による影響以外の状況については、小学校の耐震化をする以前の私が議員をしていた15年以上前から予測をしておりましたし、室木小学校は直ぐにでも、複式学級になるというふうに思っています。

室木小学校以外にも児童数の減少傾向から、早晚複式学級になるだろうというふうな認識を持っておりました。

私自身は議員としては、平成20年の9月議会や平成23年の12月議会で小中学校の統合に関する一般質問を行っておりますし、4期目を目指した平成23年の町会議員選挙の際には、公約として小中学校の規模適正化をいの一番に掲げて取り組んでまいりました。

私は、小中学校の規模適正化により、教育環境を整えることが鞍手町の発展には欠かせないと強く思っていましたので歴代教育長とも何度も話し合いをしてきました。

結果的には、平成23年6月に小中学校統合整備計画策定委員会が設置されることとなり、中学校の統合は、平成27年の4月開校という形で鞍手中学校が開校されましたが小中学校の統合整備策定委員会という名前にもかかわらず、中学校の統合だけで小学校の統合については結局、話し合うことがなく置き去りにされたまま平成27年度以降、小中学校統合整備計画策定委員会は設置されてはいましたが委員報酬、費用弁償などの予算が措置されず委員会を設置した教育委員会は、小学校の統合について約10年間放置したまま小学校の統合に取り組む姿勢がありませんでした。

むしろ統合については、反対の立場だったように私は感じております。

そこで私が町長にならなければ、小学校の統合は進まないと感じていましたし、当然ながら教育環境も改善される見込みが立たないため鞍手町の発展が遅れ、ますます過疎化が進んで行くとの思いから、5年前に町長選挙に立候補し多くの信任を得て町長になることが出来ました。

昨年の町長選挙におきましても2度目の信任を得て現在、町政全般にわたって責任を持って携わらせてもらっています。

今回の小学校統合については、5年前の町長として初当選直後の総合教育会議の中で私が公約にしていた小学校の規模適正化と教育環境の整備充実について尋ねられましたので、進め方について答弁しましたが、その時の教育委員会の反応は、私たちも必要と思っているので力を合わせて一緒にやりましょうというには程遠く統合が必要だとは全く考えていないようでしたし、小学校の規模適正化が自分たちのこととしてとらえられていないように感じました。

その時から、その印象から小学校の統合は、私がやらないと教育委員会任せには出来ないとの思いで当時、鞍手町のPTA連合会の役員さんたちと何度も話し合いながら役員さんたちが作成した夢のある教育環境を子どもたちというタイトルで町長名で私の町長名で6小学校の保護者全員にアンケートを配布し調査した結果、統合を望む声が多かったことから令和3年度の当初予算にあり方検討委員会に関する予算を計上し初めて統合に向けて動

き出しました。

私が町長になってからでも、あり方検討委員会を設置するまでに丸2年かかっております。私としては小学校の現状について、早くから危機意識を持っていましたし、何とかしなければという思いも強くありました。

しかしながら教育行政について、責任ある教育委員会が長期間にわたって小学校の統合に取り組みず全く消極的だったのが残念でなりません。

本来であれば、役場庁舎の新築に取り組む前に教育委員会が積極的に小学校の規模適正化に取り組むべきではなかったかというふうに思っています。

そして鞍手町の第5次総合計画の後期計画の中では、教育部門において、まちづくりと拠点、そして避難所というキーワードが掲げてあります。

そういったものについて今回の教育委員会が、あり方検討委員会の出された第3次提言に基づいて、出された答えについては、そういった総合計画の後期計画の教育部門についての考え方が非常に私は薄いというふうにも感じていますし、本来教育大綱というのが平成27年の教育行政に関する法律の改正の中で定めることとなっておりますし、その教育大綱に基づいて全ての教育行政は行われると思っておりますが、その中にも第5次総合計画の後期計画の教育部門の中についての文言も入っております。

そういった中において私自身、文言の内容が残念ながら、あまり加味されていないという判断から現状に至っております。

以上です。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

町長の話聞いておりますと確かにもう数年前から町長が言っていることがなかなか教育委員なり教育長に気持ちに通じていないと、この結果として今日まで、なおざりにされてきたというふうなニュアンスを受けておりますけども、田中議員の質問の中にもありましたように教育委員会なり、その権限とか最高裁の考え方も含めた上で話をされましたけどそれとの関連でいくと確かに今でいう教育委員会なり教育長の指名権というのは町長にあるわけであって、それなら早く、もうちょっと厳しく教育委員会なり教育長に対する指導をするべきじゃなかったかなというふうに思っております。

これから、今あえて私も検討委員会のさっき言われました教育長ですか教育委員会の附属機関であるということと言われましたですね。

これについては、教育長のほうに聞くべきだと思います。あえて執行部としての提案権限を持っております町長にお伺いしますけども過去2年間で統合の場所も、あり方委員会の検討の中で最終的にはもう統合場所も剣南小学校敷地にしたらどうかっていうような形の

分が決まっているようでございます。

これが5年度も検討委員会の予算化が少しされているようでございますけど、これは想定される統合場所をどうするかの問題だと思いますけども、この点と、それから、まちづくりの関係で町長が言われましたけども、これ非常に難しい問題ではあると思いますけども、この場所を早急に決めて町長、それからあり方検討委員会それから教育委員会と位置について早急に決めて、この話を進めていかないと結局もう先ほど話がありましたように1番迷惑を被るのはこれからの児童なんですよね。

もう我々、ここにおられる方、あと皆さんじゃありませんが、もうそんなに長くはないと思いますけど、今からの児童教育の質、それから、それに携わる先生方の今の苦労というのを少しでも解消していかないといけないだろうというふうに考えているところでありますので町長の見解を再度伺います。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

あり方検討委員会の第3次提言の中には、町当局と協議に基づくまちづくりの方針、鞍手中学校との関係と小学校にまつわる様々な要素を踏まえというようなことで書かれております。

検討委員会としては、建設地の絞り込みは行わず教育行政を担当する教育委員会がその権限と責任において決定するものでありますが、その決定については教育行政に関する予算の編成執行や条例提案など重要な権限を有している町長と先ほども言いました第5次鞍手町総合計画後期計画の教育部門も踏まえ、十分な意思疎通を図ることが必要です。というふうにもあります。

そういったことから現在の教育長は、私が議会に推薦をいたしまして議会の同意を得て、私が任命した教育長でもありますので、私のまだ説明不足の部分があるとは思いますが最終的には私と同じ方向を向いて進んでくれるものと思っております。

○議員（9番 栗田 美和 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

栗田議員。

○議員（9番 栗田 美和 君）

私は町長の考え方が分からないわけではありませんが、この間やっぱりその遅れたってというのはやっぱり、町長がそこまで原因がはっきりしているなら早急にその整理をすべきだったと思います。

先ほども申し上げましたけどもやっぱり結局、一番マイナスになっているのは児童のこ

れからの教育の質それから先生たちの努力っていうか苦勞が報われてないっていうような状況を早く解決すべきだろうと思います。

ですから今、この庁舎の問題でも遅れば遅れるほど結局10億円ぐらい予算オーバーして住民の方たちに非常な迷惑っていうか、なかなか納得出来ない状況もございました。

これから先ですねそういうふうな早くこのゴーサインっていいですか町長が最終的な決定権限を持ってありますので今の流れのですね予算を持ってあるんですから、議会に提案してですね、ゴーということを出さないとまたコストが上がってですね、1番最初の提案でいくらそれは分かりませんがね、伸びれば伸びるほどこの建設コストというのは上がってくるだろうというふうに考えておりますので、早急にこの分の統合場所について結論を出すべきであることを要望して質問を終わります。

○議長（星 正彦 君）

以上で、栗田 美和 議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時55分

○議長（星 正彦 君）

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

次に、11番議員 西藤 典子 議員の質問を許可します。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

11番。通告に従いまして質問いたします。

明後日の3月8日は、1975年に国連で女性の社会参加と地位向上を求めるために提唱され、定められました国際女性デーです。

以来50年近くの経過の中で国内でも男女共同参画社会の実現のための施策が講じられ、鞍手町におきましても2019年3月に第3次鞍手町男女共同参画基本計画が策定されました。

そこで、お尋ねいたします。

この第3次鞍手町男女共同参画基本計画につきまして、この計画の実施期間はいつからいつまででしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この件につきましては、福祉人権課長に答弁させます。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

お答えいたします。2019年度、平成31年度から2023年度、令和5年度までの5年間でございます。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

ということは実施から丸4年経過して残すところ後1年ということによろしいのでしょうか。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

令和5年度までですので、来年度までということになっております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

基本計画の基本理念としては、どのようなことが掲げられておりましたでしょうか、お尋ねいたします。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

第3次基本計画での6つの計画ではですね、6つの基本理念を掲げております。

1つ目が男女が人としての尊厳を重んじられること。

2つ目に性による差別的取扱いを受けないこと。

3つ目が男女が社会の対等な構成員として個性と能力を発揮する機会が確保されること。

4つ目に人権侵害である、あらゆる暴力が根絶されること。

5つ目に固定的な性別役割分担意識をなくし、家庭生活、地域活動等と仕事が調和できること。

6つ目に国際的な規範や基準指針と世界的な取組と連動して進められること。

以上でございます。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

これだけの内容で実現するのは大変な努力が必要だと思いますが、この6つの基本理念に基づきまして4つの基本目標とそれに基づく14の重点目標が掲げられておりますよね。

それぞれ、もう残り少なくなっているんですけども、第3次はですね、達成状況はどうなっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

鞍手町男女共同参画基本計画では14の重点目標があり、それぞれPDCAシートを作成し、毎年鞍手町男女共同参画審議会において、前年度の状況についてご審議いただいております。

達成状況についてですが、計画において目標値の多くを住民の割合としていることから、毎年の数値をお示しすることは困難です。

令和5年度における第4次計画作成のためのアンケート調査においてこれに係る調査も必要かというふうに考えておりますが、そのため評価としてAからDまでの区分を設定しております。

Aは取組が十分で目標達成に大きく貢献、Bは取組が目標達成にやや貢献、Cは取組が目標達成に貢献度が薄い。Dは取り組まれておらず、目標達成に貢献出来なかったとしておりますが、令和3年度の状況では、B評価が5、C評価が7、D評価が2でした。

男女共同参画において町が注力しなければならない施策は、啓発と教育であると考えて

います。

そこで講演会やパネル展などを通して、何か一つでも住民の方々の心に残していく。そういったことの積み重ねを今後も行っていきたいと思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

かなり内容が内容でありますから、達成は容易ではないということではございますが、あと、今後の残りの期間で達成できるものがあるとするれば、どんなものがあるのか今後の達成の見通しについてどう考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

今お話ししましたように男女共同参画においては、町が注力をしていかなければならないというふうに思っていますので今後の見通しとしては、徐々にではありますが目標達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

ぜひ、努力していただきたいと思うのですが、この計画の中にはですね、推進体制の整備という項目がありますね。ごく最近知ったことなんですけれども、鞍手町男女共同参画ネットが、今年の3月31日をもって解散を決定したと聞きまして、大変驚きました。解散に至った経緯がもしお分かりになればお知らせください。よろしく願いいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

男女共同参画ネットにつきましては、設立当初から私も関わっておりました。

約10年そのネットには関わっておりましたが、いや15年を経過してですね、まずネットを立ち上げた際の一つの大きな目標としましては、条例を制定すると。

男女共同参画に関する条例を制定するというのが大きな目標であり、そしてまた啓発活動を取り組むということで、いろいろな先進自治体に視察に行ったり、ということを繰り返し行ってまいりました。

しかしながら、ネットの役員の皆さんが、やはり15年をたつて高齢化をしてきたということと、新たな方がですね加わることがなかなか難しかったということからですね、今回解散に至ったというふうに聞いております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

男女共同参画の実現というのは、これからのことですよね。そういう時に解散ということが非常にね、やっぱりマイナスになるんじゃないかと思いますが、若い方が入ってこられなかったというんですけども、そのために何か取組を若い方に入っていただくための取組というのは、どんなことがされたんでしょうかね。分かれば教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように先進地に対してですね、視察に行く際に、いろいろと募集を行ったりをしましたが、なかなか若い方たちの参加が少なかったように感じております。

ただ若い世代につきましては、40代よりも若い世代につきましては、例えば家事についても若い夫婦であれば、男性女性にかかわらず家事をしていたりだとか、育児についても、それを相応の役割分担をしていたりだとか、そういったことで全般的にはですね、男女共同参画というような趣旨からすれば、若い方たちの取組はだんだんと進んでいるのかなというふうには思っています。

しかしながら、例えば議会であつたり審議会であつたりそういった公的な機関によっては、まだまだ女性の進出が少ないように感じております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

またこの推進体制の整備の中で、町が推進体制を充実して、事業の実施状況を点検していく体制を構築していく必要がありますと、こういったこともあります、どのような推進体

制を具体的に今視察とかもおっしゃいましたけど例えば財政的支援とか、そういったことはどうなっていたのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

男女共同参画ネットにつきましては、会員の方は当時、私が行ったときには500円の会費を払っていました。

町からは、8万円の補助をしていたように思います。

そして視察等行く際には、それぞれ個人負担というようなことから財政上はやっていたように思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

直方市でもですね1年ぐらい前に、ゆめネットは解散しているんですね、ちょっと聞いてみましたらね、直方市は規模が違う鞍手とは違いますけど40万円の予算がついていたようです。やっぱり資金的な援助とか、やっぱりそういったことも必要なんじゃないかなと思いますが、ちょっと質問を次の質問に移りまして、このようにですね、解散、もう決定しているわけですから残念ですが解散になるんでしょうけど今後ですね、この解散するという鞍手町男女共同参画ネット的なものをさらに再び立ち上げる、心積もりはございませんのでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

私自身は、男女共同参画ネットというようなものについては、男女共同参画を推進する上では何かやはり核になる、組織っていうのは必要なというふうに思いますが、これも行政が率先してやるというよりも男女共同参画ネットも住民自ら立ち上げたっていう経緯もありますので住民皆さんの意識の高まりによって出来るっていうことのほうが、私はいいのかなというふうに考えております。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

今ですね、財政的にもちょっと直方市と規模が違くと40万円と8万円とはちょっと随分差があるなと思ったんですけども、この基本計画の重点目標の5に人材育成という項目がありますよね、広く町民に対し実践に役立つ学習、研修会の提供、講演会への参加を呼びかけますとありまして今聞きましたけど、その講演会の参加とかいうのが、どのくらい参加者があったのか、そういったことが分かりましたら、お尋ねしたいんですが。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

議長。

○議長（星 正彦君）

福祉人権課長。

○福祉人権課長（芝野 英和 君）

申し訳ございません。ただ今その資料ちょっと持ち合わせておりませんので、また、事務局を通しまして、お知らせしたいと思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

それで今後ですね、やっぱりこれからですから、ぜひ立ち上げていかなきゃいけないと私自身も思っております。

この資料の中を読みましても今は、連帯意識が非常に希薄になっていて地域での力が求められているということも書いてありますね。

また具体的には、近年頻発する災害に対しては、地域の力が重視されているため女性の力が必要ですかですね、またある頁には、災害発生後の避難場所や救護所の開設、運営等において男女の要望の違いに配慮できるよう女性の参画を図ります等ありますよね。こういう観点から今後は、どのような参画ネットの立ち上げとは別にですね、そういうふうな状況であるならば基本計画を実施するために今後は、どのような取組をされる予定がございませうでしょうか。ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほど最初の答弁の中にありましたように、現在の計画については令和5年度、今年度で

終了しますので新たな計画策定の際には、今議員が言われたようなことについても十分に配慮し、計画を策定していきたいというふうに思います。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

そこでちょっと私の思いつきなんですけれども、やっぱり講演会とか研修会とかいうのでやっぱり学習参加しようという意欲がなかなか高まらないのではないかと。

私がちょっと先ほどから言っていますけれども、例えば先ほどの災害に対して地域の力が重視されているとか災害発生後の避難場所や救護所の開設、運営といったようなことで、女性の参画が必要だということがあるので例えば最近、町長何回も防災訓練等の実施ということをおっしゃっていますが、なかなかコロナの影響もあって実現出来ておりませんけれども本当に起こるかもしれない、間もなく私たちの身の上にも起こるかもしれないとみんなが実感できるような実践的で現実的な例えば、本格的な防災訓練を行う。

そこに男女を問わず、中高生なども動員してといいますか参加していただいて具体的な取組をすると。こういったことをしたらどうだろうかと私は考えるわけです。

そういうやっぱり実践的な本当に起こるかもしれないというような取組の中で、行動しますと、相互理解あるいは、地域の連帯感こういったものも生まれてくるのではないかと。

そういうことを通して将来にわたっての人材の育成こういったものができるんじゃないかと思っています。

最近ですね、人の自殺とかね、本当に孤独死とかですねそういったことがよく報道されておりまして本当に社会の連帯が薄れてしまって何か私たち 1人1人が余り将来に希望が持てないような状況も広がりつつありますけれどもこういった本当に鞍手町が民主的で活力のある、本当に人と人の連帯感が濃いそういう町になりますような取組をぜひ今後も考えていただいて実施していただきますように、そして鞍手町の男女共同参画基本計画を本当に実りあるものにする。そのために効果的な取組、あと1年残っている期間第3次もありますけど、さらに今後さらに第4次計画ということもありうると思います。

ぜひ、意欲的に効果的な取組をしていただきますことをお願いしまして、この問題についての質問は終わらせていただきます。

次に、もう4回目の質問でありますけれども、トイレへの生理用品の配置についてでございます。4回目でございますので、今まで少しは前向きととれるかなというような回答もいただいております。

進捗状況は、どうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

ただいま質問ありました、学校への生理用品の配置の進捗状況でございますけども、6月定例議会で答弁いたしました但し町内の小中学校では、生理用品を保健室に準備しております、必要な場合は保健所に行けば、配布されるようになっております。

このことにより、児童生徒に生理用品を渡す際に養護教諭は話しやすい環境をつくり児童生徒から話を聞くことで、その子の生活状況や、家庭関係を確認することができ虐待や子どもの貧困などの状況が分かることで早急に支援をしなければならぬ事態が判明することもあるため現時点でも学校のトイレに配置することは考えておりません。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

毎回そういうふうな答弁なんですけれども子どもたちの感覚は随分違うと思います。具体的に耳に入った言葉で言いますと保健室に行ったら男の子がいたから何も言えなくて帰ってきたとかね。

学校によっては、鞍手ではない、鞍手の例ではありません、他から聞いたことですけど、もらったら、それを返しに行かないかとかね、そういった学校もあるようなんですよね。やっぱりこれは私男女共同参画の基本理念を今挙げていただきましたけれども、この基本理念の1番目に男女が人としての尊厳を重んじられること。2番目が性による差別的取扱いを受けないこととあります。

やっぱり先生ですよ、養護教諭のところに行って、もらわなきゃいけないということが人間としての尊厳を重んじられていることなのかどうか。

確かに子どもの実情が分かるとかいうことはありましょ。これはあくまでも教師目線です。

デリケートな、次代の子どもたちの心に答えるものには、なっていないんじゃないかと思えます。

性による差別的取扱いを受けないことっていうことですが、女の子だけが悩みというかこれを背負っているわけなんですよ。

また、3番目の基本理念としては、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮する機会が保障されることとありますね。先ほど言いましたように保健室に行ったけれども男の子たちがいたから帰ってきた。常に子どもたちは不安がとどまっています。

特に若い子どもたちは、定期的ではない。最初の頃は、いつ始まるか分からない。思いが

けないときに始まった。そうしたら、もう具体的な大胆な行動が出来なくなる。そういったこともあるんですね。この生理というのは個人差がありますがけれども、女性特有の精神的負担を僅かでも緩和してくれる。これが生理用品がトイレにいつでも行けばあると、安心感ですね。これなんですよ。

いろいろ予算面もあるかもしれませんが、やっぱり私はいつも、何で生理用品に消費税がかかるのか。そういうことも考えて感じておりますけれども、1日も早い学校や公共施設のトイレに生理用品を配置していただいて、女の子たちが安心して学校生活なり、社会生活なりが、できる状況、何度も申しますけれども、女性にとって生理用品はトイレットペーパーと同等の必需品なんです。

いつまで女性たちは、例えて言えばトイレットペーパーのないトイレに我慢しなければならないのかと、こういうことも訴えたいと思います。

1日も早い学校や公共施設のトイレへの生理用品の配置を求めたいと思います。この件はこれで終わります。

最後の質問ですが、六田川改修計画についてでございます。

懸案となっていましたこの問題ですね。町長が取り組んでいただいていると思います。

その後の進捗状況は、どうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この件につきましては、建設課長に答弁させます。

○建設課長（西生 卓矢 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

建設課長。

○建設課長（西生 卓矢 君）

お答えいたします。昨年3月、6月議会でもお答えしましたように調整池につきましては、事業用地の同意が得られず現在難航している状況でございます。

また、もう一つの工種でありました下流部の河道拡幅につきましては、現在、事業用地の調査等がほぼ完了し、地権者の意向を今現在確認しているところでございますが、こちらも現在ではなかなかいい返事が得られず、同意がいただけていない状況です。

現在の状況といたしましては、以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

次の質問ですけれども次も、これも同じように懸案となっていましたんですけども、鞍手開発の工事の変更許可が県から下りないという問題がありました。

現在どうなっているのでしょうか。県から下りたのでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この件につきましては、地域振興課長に答弁させます。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

地域振興課長。

○地域振興課長（立石 一夫 君）

結論から申しますと鞍手インターチェンジ隣接地の開発行為等の変更許可はまだ下りておりません。

現在、開発行為許可においては、都市計画法に基づく、本町関係各課との協議が整いまして、福岡県への変更申請ができる状況になっております。

また、同時に森林法に規定する林地開発許可の変更についても、同様の段階であるというふうに聞いております。

以上です。

○議員（11番 西藤 典子 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

西藤議員。

○議員（11番 西藤 典子 君）

これも回数がですね、私重なっているわけですけど、やっぱり地元等は、町長の公約でもあったということですね。

しかも今後ですねどんな想定外の災害が起こるかもしれないという不安がありますので、1日も早く安心できる状況に町として取り組んでいただきたいと、こういう要望があります。

いろいろと困難だということは分かります。いろんな問題がありますので小学校の統合の問題とか庁舎の問題とかもありますので困難であることは分かりますが、地元の不安の解消のために、そして公約の実現のために今後とも力を尽くしていただくことをお願いい

たしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（星 正彦 君）

以上で、西藤 典子 議員の質問を終了します。

引き続き次に、4番議員 宇田川 亮 議員の質問を許可します。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

4番。通告に従って質問をしたいのですが、前2人の質問者が私と同じような内容のことを聞かれていますので極力重複しないようにしたいと思いますけども冷静に答弁をお願いしたいと思います。

まず、町内小学校の現状と今後の推計については、先ほど質問者の質問から答弁がありましたのでこれは、割愛したいと思います。

次の2番目の現状の設備等トイレや給食センター他の問題について、こういった設備について問題とか改善する点あるんじゃないかというふうに思いますけどもその点についてお答えください。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

校舎・体育館などは西川小学校を除き築40年を超えており、老朽化が深刻な状況です。

トイレに関しましては、築年数が古いことから、洋式トイレが各学年に一つしかなく、今の子どもたちは、家庭のトイレがほとんど洋式化されていることで、和式トイレで用を足すことが出来ない子が多く剣南小学校では、洋式便器に女子児童が行列をつくっているというふうな状況があります。

続いて、鞍手町学校給食共同調理場、いわゆる給食センターは、昭和43年12月に竣工、昭和44年1月から給食を開始し、現在は町内6小学校及び鞍手中学校の7校の児童生徒及び職員分、約1,250食を提供しております。

調理器具を更新し、施設を一部ドライ方式へ改修するなど、学校給食法などの関係法を満たして運営していますが、建物の老朽化が顕著です。

給食センター方式の最大の難点は、調理した献立を配送する必要があり、配送コストが発生することはもとより、自校式と比較すると、どうしても給食開始までに時間を要してしまうことです。

給食調理後、午前11時くらいから給食配送車2台により、各小学校及び鞍手中学校へ給

食を運び午後1時30分くらいから食器の回収に回っています。

小学校が統合されれば、統合小学校に給食調理場を整備することで、これまでどおり小・中学校児童・生徒・教職分を調理し、小学校に関しては自校式で中学校分は配食する親子方式での整備を考えております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

現在、そういった設備面にトイレと給食センターについてもですね、この二つだけをとっても、非常に問題があるというような状況があります。

それで今、統合に向けた話が、ずっと続いていて先ほどの教育長の答弁によりますと、最短で令和9年に統合というようなお話も先ほどありました。

だとすると、やっぱり4、5年かかるわけですよ。統合するまでに最短で行ったとしても、とすれば、この間を4、5年の間の子どもたちがずっと困ったような状況になる。ということがあると思います。この統合の新しい学校ができるまでの間、このままで行くのか、どうなのか。

現状で、先ほど剣南小学校で洋式トイレが各学年に一つしかないので行列ができるというような状況でもですね、こんなことは、もう早く改善していかないといけないというふうに考えますけども、それぞれ教育長と町長の答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

老朽化の問題につきましては、費用がかかることですので教育委員会は、要望は出せますけども、予算をつけるというふうなことは出来ません。

小学校が近々、統合するであろうというふうなことで、保護者や学校の職員などは、無駄なお金、税金を使わないようにというふうな気持ちはたくさんあったと思いますが、なかなか施設については、特にトイレにつきましては、非常に厳しい状況にあり、一つでも多く、洋式トイレを設置していただきたいというのが本音でございます。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

この小学校のトイレにつきましては、宇田川議員を初め何度も一般質問をいただいているところでもあります。

特に災害時については、小学校が避難所になるということから、子どもだけではなく、高齢者の方、また障害をお持ちの方などについてもですね、トイレが困っていると。というような今までの一般質問の中でも意見は、お聞きをしております。

当初、小学校の統合についてが前提というようなことでありましたので、その間、どうするかというところで、いろいろと検討はしておりましたが、いまだ改善には至っていないというのが現状であります。

今後につきましては、また宇田川議員からも、そしてまた小学校の統合についてもですね、検討する余地がありますので、これについては改めてまた検討していきたいというふうに思います。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

学校生活において、教育環境というのは、ずっと継続して最適な環境を提供しないといけないというふうにも考えますので、この点については、今、本当に早急な改善が必要なところもあると思いますので、これについては、統合するのを待つのではなく、ぜひとも早急に進めていただきたいというふうに思います。

次に、3番目のあり方検討委員会における統合の議論の経過は、というふうに挙げていますが、これについても、昨年度あり方検討委員会ですっと統合という結論まで出た分については、あり方検討委員会だよりというものがずっと回覧版で配られていましたので、私はこれも見ていますので、恐らくこれから逸脱することは、ないだろうというふうに考えています。

それから、今は建設地の候補地の決定に向けた検討がずっとこの1年間、続けられてきたというふうなことも認識しております。

3番については、割愛させていただきますが、この4番でさきほど町長も言われましたけれども、第13号第3次提言の前文、それから附帯意見というのも付けられています。

これについて候補地の決定、あり方検討委員会での決定、それから教育委員会で決定した、この流れについて議論とその経過について教えていただきたいと思います。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

これまでも教育委員会を開催した際は毎回、検討委員会で使用した資料と協議概要の報告を受けておりました。

令和4年12月16日、検討委員会から第3次提言書を受け取り、その後に総合教育会議を3回、それを受けての教育委員会を3回行いました。

最終的に建設候補地を旧鞍手北中学校敷地と剣南小学校敷地に絞り込んで検討した結果、教育委員の全員一致で剣南小学校敷地を建設地に決定しました。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

先ほど前の質問者の質問、それから答弁からいきますと、なかなか町長がこの候補地について納得していないというようなことはありましたけども、ただ結論的には、教育委員会が候補地を決定する。これはもう法的に間違いないとか法的に法律で認められたものだということは理解しているんですけども町長はこの点についてどういうふうに考えているんですか。教育委員会が決定するというので、それについて町長が入ってくる部分は総合教育会議だと思んですけども、そこでどういう議論になったのか、この候補地についてね。

教育委員会の権限と町長の考えと教育委員会が最終的に全会一致で剣南小学校に決めましたと。いうことについて町長はどういうふうに考えてあるのか教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども答弁の中で、お話をしておりますけども、あり方検討委員会としては建設地の絞り込みは行っておりません。教育委員会と町長で協議調整をして決めてくださいということになっておりますので、それは総合教育会議の中で議論をしていくということになっているというふうに思っています。

総合教育会議の中での議論として小学校というのは当然ながら教育施設でもありますし、子どもを第1として考えるべきであるというふうには考えておりますが、同時に小学校というのは、やはり公共施設として、まちづくりの拠点としてもなります。

この小学校の位置について、大きく町が変わると、大きく発展にですね、寄与するということがあります。

道路が1本できるだけで町並が変わると同じように小学校が1校できることによって、周辺または町自体が大きく変わっていくというように考えております。

そういったことであり方検討委員会の中でも、まちづくりの方針ということでかなりきちんと書かれておりますので、これは先ほども言いましたように第5次の総合計画後期計画の中の教育部門の中にも避難所のことであったり、地域のことであったり、そういったこともうたわれておりますし、鞍手町の教育大綱の中でもうたわれておりますので、そういったことからまちづくりの観点からどこに小学校を建設するのが必要であるかと、いうようなことも検討する必要があるということで総合教育会議の中で3回ほど議論を重ねてまいりました。

しかしながら、なかなかそこに1点が見いだせず事務局のほうから、もうこれはもう平行線なので、これはもう教育委員会のほうで決めさせてもらいますということで打ち切られて最終的には決定されたというようなことがあります。

しかしながら、平成27年4月1日に施行されました先ほどもあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されております。

教育長と教育委員会のあり方が大きく変わっておりまして首長が直接教育長を任命することにより任命責任が明確化されました。

それにより首長は教育行政の果たす責任や役割が明確になるとともに首長が総合教育会議を設置し開催することで公の場で教育政策について議論することが可能となり、首長と教育委員会が協議調整することにより、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たるということになっております。

そういったことから、当然ながら教育委員会のみ権限に属する事項についても協議を行えるようになっておりますし、したがって教育委員会が決定した結論についても、教育長や教育委員は、私が議会に対して推薦し先ほども言いましたように議会の同意を得て私が任命をしております。

法改正により、任命責任が明確にされておりますので、教育長や教育委員の任命責任者として教育委員会が出された結論についても、首長に責任があるというふうに考えております。同時に私は選挙を通じて町民の皆様から信任を受け、町政を負託されておりますので、民意を代表する立場でもあるというふうに考えております。

よって町行政や教育行政では、一部を除き最終的には首長に責任があるというふうに考えておりますので、私と方向性が共有出来て前に進むことになるんじゃないかというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

今、民意と言われましたけれども、町長が言われる民意というのは、あれですか町長が当選したから、ということなんでしょうか。

民意で、その候補地についてもそうなんですか。候補地についても、民意が反映されて町長が当選されたから、候補地も町長が責任として決めるという考え方なんでしょうか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

選挙する際に私は、この3月議会の冒頭に所信表明をさせていただきました。

その中でもですね、小学校の統合要するに、環境整備についても、選挙の際に皆さんに聞いております。そういったことから負託を受けて当選をさせていただいたというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

ちょっとずれていると思うんですよ。教育の方向性は、同じ方向を向いてやってくれという事で町長が任命しているわけですよ。

教育の方向性と言ったら、小学校を統合するということなんじゃないんでしょうか。それが方向性であって、候補地については、教育委員会がその権限を有しているわけですよ。

何でもかんでも町長に任命責任があるからといって、全部私の言うこと聞かんと任命責任が問われますとかいう話じゃないと思うんですけどね。

その点どういうふうに思われますか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

全部聞かないといけないということを言っているわけではありません。責任は私に帰属するという事で、最終的に決定したことで、例えば問題が起こったときに、教育委員さんが決めたので、教育委員さんに全部責任があるか。という、そうじゃないというふうに思います。

庁舎建設につきましても、町が予算を計上し、議会の議決をいただきまして執行するようになりますので、執行権者としての責任が発生するというふうに考えております。

そういったことで、学校の建設場所についても最終的には首長の側に帰属するのではないかというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

先ほどもちょっともう、法的に最高裁の判決の内容とかも紹介されましたけれども、法的には教育委員会が示している場所については、決定する権限があるわけですよ。

そうしたら、町長は、首長さんは、それに対して予算付けしたりとか、教育の方向性が同じであればの話ですけどね。そういうことになってくるんじゃないだろうかと思うんですけども、最終的に責任は教育委員会は取れませんから、どうのこうのっていう話じゃないと思うんですよ。

町長もこの第三次提言を言われていますけれども、申し訳ないけど言い方悪いかもしれませんが、都合のいいとこ取って町長は言われていますよね。

検討委員会からの提言も含む町当局との協議に基づくまちづくりの方針、鞍手中学校との関係と小学校にまつわる様々な要素を踏まえ鞍手町が目指す子どもを育むための最良の地をと、この部分だけをとって、ずっと言っていますけども、しかし、あり方検討委員会は、町教育委員会の権限と責任において決定してください。と言っているんですよ。

この検討委員会自体は、教育委員会の附属機関であって教育委員会結論を出すための検討機関、検討してもらった機関ですよ。

その意見を踏まえて、教育委員会がそのまま通すわけじゃなくて教育委員会でもけんけんがくがくの議論をやって、もちろん総合教育会議の町の方針とか、いろんな話も聞いた上で最終的には、剣南小学校がいいと。決定したわけじゃないですか。

それをやっぱり町長も尊重すべきじゃないですかね。どうしても剣南小学校は駄目というような理由があれば教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたようにまず、この小学校統合を何とかしたいと。というようなことで、1番最初の取りかかりとして、アンケート調査をしました。

その際に、夢のある教育環境を子どもたちにと、というようなタイトルでアンケートをとっております。

とにかく、これから先ですね、子どもたち多様性のある子どもたちが小学校に行きたくな

るような小学校をつくりたいと。というようなことで、アンケートをとったわけですが、残念ながら剣南小学校の敷地面積では、夢のある小学校が出来ないというふうに私は思っております。というのも非常にやっぱり、崖が露出しております、崖条例に引っかかる部分があります。

それで見た目の面積よりもかなり、狭小な面積の中で学校をつくるということになりますし、700人の子どもが行く学校にもなります。

そして同時に放課後児童が端的に言えば学童保育も同じ敷地内で設置をするということも考えられておりますので、現在約200名くらいの児童が登録をし、実際に170名ほどの子どもさんたちが学童保育に通っているというようなことからですね、学童保育をどのようなところにつくるのかというようなことでもあります。

なかなか非常に給食センター、学童保育と学校施設に付随するような施設をつくるにはですね、非常に狭小であるというふうに感じております。

それでやはり、ゆとりのある教育が、それこそ先ほど言いました、未来のある子どもたちの最適な教育環境としてふさわしいのかと。ということが私の中で1番懸念をしているところでもあります。

そういったことも考えて、これから先、ゆとりのある子どもたちが1人1人が学校の中で、おり場が見つけれられるようなですね、学校をつくりたいというふうな思いもあります。

なかなか狭小なところで、昭和の時代と同じような小学校をつくっても、なかなか魅力がある小学校とは言いづらいというふうに考えております。

今の多様性の子どもというのは1人1人がですね本当に、いろいろな考え方を持っている子どもさんたちが多くありますので、学校の中で、1人でもですね、十分に自分のおり場ということを認知できるような場所を確保することが必要だというふうにも思っておりますし、今までのように四角い教室の中で、授業をすればいいというものではありません。

それこそ小人数の子どもさんたちでも教えられるような場所が必要であったり、1人でも先生が指導できるようなところがあったり、子どもが自由に動けるような場所があったり、非常にこれからの学校については、夢のある学校をつくるためには、そういったことも考えながら建設をする必要があると。

それが子どもたちが行きたくなるような不登校を防止するような小学校、それを私は目指しております。そういったことから、狭小の敷地面積ではなかなかそれが難しいと。いうことから、私は剣南小学校では難しいということを考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長の、学校はどんな学校ができるのかもの凄く広くて何か大きな廊下が200mも3

00mもあるような学校を想像してしまうわけですが、そういった話も総合教育会議でされているんじゃないんですか。

だけでも、町長は狭過ぎるって言うこと言っているでしょ。剣南小学校じゃ最初から候補地には上げるべきじゃなかったんじゃないですか。と思いますよ。

教育長にお尋ねしますけども、教育委員会の中で皆さん剣南小学校が狭過ぎて、出来ませんと。そういう話とか町長の夢のある、ゆとりのある学校づくり、学校環境ですね、そういう話も聞いた上での教育委員会の結論だと思うんですけども、その辺はどういう話になっているんでしょうか。

狭過ぎるから、今の町長の話を知ると剣南小学校は最初から候補地にはあげるべきではないんじゃないかと。狭いのであったら、というふうにも思いますけども、そのへんは教育委員会は、どうい話をされたのか教えてください。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

教育委員会といたしましては、あり方検討委員会からの答申を受けまして、実際に剣南小学校の敷地内で、どのような配置でどういうふうなものが建てられるのかどうかというのをシミュレーションいたしました。

そうしますと、100台の駐車場を確保しながら、学童保育も敷地内につくり、また給食センターも中にできるというふうなシミュレーションが出来ましたので、候補地は剣南小学校でも、広さは十分ではないかというふうに考えておりますし、また今後、小中連携というのを考えていきますと鞍手中学校の隣でございますので、横に階段をつくれれば歩いてすぐ行ける、中央公民館とかいろんな施設も、すぐそばにあるというふうなところ、また、今後スポーツ省による部活動を地域に戻すというふうなこともありますので、中央公民館の運動場とか中学校の施設等は、小学校が終わった後ですね、歩いてすぐに行けるというふうな、このような教育環境を考えていきますと剣南小学校が最適ではないかというふうなことで、教育委員会といたしましては、決定いたしました。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

どうものそのへんが平行線なんでしょうね。町長の建てたい学校が剣南小学校では建てられない。しかし教育委員会、メンバー5人ですかね。中の話では、今の剣南小学校でも十

分と、しかも、中学校や中央公民館に近いから、教育の環境としても最適ではないかという
ような結論が出されたみたいですけども、しかしそれでも町長は、その候補地は駄目と、
でも、法的には教育委員会が決めたことですから、これは、町長がいや駄目だと。いうこと
にはならないんじゃないでしょうかね。町長そのへんをどういうふうに考えていますか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

残念ながら今のところまだ平行線をたどっておりますが、私の説明不足だろうというふう
にも考えております。

学校はどこでも建つので、鞍手中学校も候補地として挙がっておりました。鞍手中学校で
は4階、5階の校舎になるということで、やはり狭いということがネックになったようでも
ありますし、剣南小学校でも当然、学校は建ちます。

しかしながら、本当に夢のある子どもたちが通いたくなるような小学校になるかどうか
っていうところを考えますと私は非常に問題点があるというふうにも考えております。

子どもたちが、どういう学校だと思いたくなるのか、四角い教室が並んだだけの教室に、
本当に子どもたちが行きたくなるだろうか。

今でも不登校の子どもたちが多くいます。今と余り変わらないような小学校をつくって、
もちろん新しくなりますし、トイレもきれいにはなるでしょう。体育館も出来て給食センタ
ーも横に併設されるでしょうが、しかしながら、子どもたちが本当にそこでゆとりのある教
育を受けることが出来、子どもたちの自律性、自発性が発揮できるような学校になるのかど
うかということに対しては、私自身なかなかそこに疑問を感じているところがあります。

役場が近いからだとか病院が近いからだとか、中学校が近いからだとかいうようなこと
もありました。

しかしながら、剣南小学校で建設をする場合でありますと建設期間の約2年半から3年
近くにおいてはですね、体育は、中学校の運動場を使って体育をするということになってお
ります。

今250名、約10教室、普通教室がありますし、特別教室も、あと数教室あると思いま
すが、生徒さんたちは毎日、約5クラスから6クラスくらいだと思いますが、中学校の校庭
を出て通うようになります。

それと同時に、建設車両が通る動線を横切っていくような形になります。そういった建設
時の安全面は、ここの附帯意見の中であり方検討委員会の中でも注意をしてくださいとい
うことで書かれておりますし、実際に建設時期においては、子どもたちは休み時間、中休み、
昼休みについても、学校の先生たちが車をとめている所でしか遊ぶことが出来ません。

この2年半から3年というのは、非常に大きな子どもたちにとっても影響のある時間だ

と思いますが、なかなかそういう外で遊ぶ機会を失われてしまう。ということもあります。

また周辺については、私は先週の金曜日、朝7時40分から8時15分まで、35分間、あそこで見ておりましたが、私が目視をした時点で、送迎で保護者の方が子どもを送っている車が25台ありました。

子どもの約10%が送迎をしておりました。これが700人のことになると、単純計算ではありますが、70台が約30分の間に、あそこで送迎をするということになります。

特に、中学校と小学校の間の道路につきましては、路線バスが30分間の間に3台通っておりまして、そこで駐車をする、大きく迂回をして路線バスが通っているというようなこともありました。

特に、送迎の自家用車については、道路が狭い南側のところに多くを止まっております。

それはバスが通りますし道路には、駐車禁止という標識もありましたので、なかなか保護者の方が停めにくいというような状況もあります。

そしてまた道路については、北九州に行く抜け道として多くの車が朝通っております。そういったことも含めて、本当に周辺が安全なのかどうか。

そしてまた学童保育170名の子どもさんは、全て保護者が迎えに来ることになりますので、迎えに来る時間帯の安全確保についても、私自身は心配をするところでもありますし、それも、この附帯意見の中に書かれております。

こういった懸念材料もある中で、私自身、最終的に設置をするものとして、本当に安全を確保できるかどうかということについても、甚だ疑問があるというふうにも思っていますので、私自身は現在、やはり剣南小学校はいかがかなというふうに思っております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長の気持ちは分かりました。だけでも、さっきから聞いていますように法的に認められた教育委員会の決定ということについて、どういうふうに考えているのかと、いうふうに言っている訳で、それともう一つは、このまま平行線でいけば、将来の子どもたちはどうなるのでしょうか。いつになったら統合して、ゆとりある、最適な教育環境を実現できるのか。

今の本当、最悪なっていたら申し訳ないですけども、もう老朽化した校舎ばかりで、トイレも行列しないといけないとか何かもういろいろある。この最悪の状況をいつ打破できるのか、いつまでに統合するとか、それはもう早急にというふうには考えるわけですけども、その整合性といいますか、できるだけ早くしないといけないけど、平行線たどっていったら、いつまでたってもそれは出来ない。私も統合ありきという考えではないわけですけども、しかし、先ほどからの統合が必要だという教育長、それから町長も言われましたけども、その必要性からするとね、今はもう統合をとめるという話にはならないと思います

し、逆にやっぱり統合しなければいけないのかなという考えも、私の中にはちょっとめぐっていますけども、だけど、そうするとするならば、早くしないといけないんじゃないでしょうか。その時期の問題と先ほど法的に教育委員会が認められた権限と、この整合性はどのようにするのですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

他の自治体においては、教育委員会が決定し、行政も決定した中で、住民説明会をすることで住民の反対に遭い、その決定が覆されて建設地が変わったところもあります。

ですから教育委員会が決定したからそれが全てということではなくて、最終的には住民のコンセンサスが得られる場所かどうか、住民の合意形成が得られる場所かどうかということが私は1番重要なことだというふうに思っています。

しかしながら今、教育委員会の中では、住民説明会をする予定が立っていないようにあります。住民説明会もせずにこのまま学校の建設に向けて進めていいものかどうかというの私は甚だ疑問を持っております。

これは総合教育会議の中で、住民説明会をし、住民の意見を聞くと、また元の木阿弥になるんじゃないかと、また1から振出しに戻るといような意見が総合教育会議の中で事務局の中から出ました。

そういうことはないと言っていますが、住民のコンセンサスを得る、そういったやっぱり努力も必要だろうと思いますし、住民のコンセンサスがどこにあるのか、どうやってコンセンサスを得ることができるのか、その場所はどこかということも当然ながら、これはする必要があると思いますし、住民説明会をし、住民の意見を聴取し、住民がどこが1番ふさわしいかということを知ること非常に私は重要な要件の一つだというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

何かいろんなことが出てきますけど、町長は庁舎建設費を10億円上乗せした住民説明会を全然しないじゃないですか。もう終わったことだと思われているかもしれませんが起工式も、もう終わったことなので急に何かそんな住民説明会をどうのこうのってね。

教育長そういう話があったのですか。住民説明会をしないと出来ませんよ。というような話をしたのですか。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

総合教育会議の議事録を見ていただければ分かると思いますが、する必要があるだろうというふうに町長のほうが言われたと思います。ただ教育委員会といたしましては、あり方検討委員会で、2年間かけて将来の人数を調べたり、どことどの場所になったらどうなるかというふうな学習を積んでまいりまして、その結果が出たわけですから、これは、教育委員会といたしましては、民意ではないかというふうに考えております。

住民説明会というのは、教育委員会では考えておりません。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長ですね、教育委員会では住民説明会を考えていませんと言われますけど、もうやっぱりこのまま平行線でいくわけですか。先ほど言ったそのスケジュールの問題も含めてですけども、早く最適な教育環境をつくるためにという、その整合性をとって答弁してもらいたいと思いますが。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

中学校の統合の際にも、いろいろな住民の意見がありました。中学校の統合の際には、各小学校区の6校と中央公民館、そして福祉センターの8ヶ所について、住民説明会を行ったというふうに記憶をしております。

当然ながら、これは住民の1番関心のある小学校の場所でもありますし、先ほど来、言われていますように将来の子どもたちを育てる、教育環境を整えるための施設でもありますので、当然ながら住民説明会は必要で住民の意見を聴取するというのは、これは当たり前の話だというふうに私自身は思います。

ただ、先ほど役場庁舎の10億円の話に関して例として挙げられましたが、これはもう議会に提案をし上程をして、議員皆さんの議決をいただくようになってからの話ですので、当然ながら住民にそこで説明会をして住民の判断を仰ぐということになりますと議会を軽視

したというふうに言われかねませんので、当然ながら、もうあの時点での住民説明会は開催出来ないというような判断であります。

今回の小学校の統合につきましては、当然住民の方たちに1度も話をしなくてたよりだけでの報告ということになっておりますので、当然、早急に住民の意見を聴取する機会っていうのは私は必要だろうと思いますし、住民の方たちがどのように考えているかっていうのを聞く場を設ける必要があるというふうに思っています。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

話がちょっとずれていましたけど、もう一言言わせてもらいますけど議会軽視とか誰が言いますか、議会から要望を出して住民説明会をしてくれと言いましたら町長が断った訳じゃないですか。もうそんなことは言わないで下さい。

議会軽視がどうのこうのとか、それはちょっと間違いです。ただ、町長はそのスケジュールとの関係で今、何も言われませんでしたけども住民説明会をしないと出来ませんよっていうふうに言われていますけども、早くその最適な教育環境をつくると、いうことと、住民説明会をしないと出来ませんよ。ということプラスするとすれば当初予算で住民説明会の予算をつければいいじゃないですか。何でつけてないんですか。そこを早くやって、住民の理解を得て、しますよと。町長の考え方はそういうことなんでしょう。

教育委員会の決定したその権限だけじゃ駄目だと。住民の意見を広く聞いて、納得した上でないと駄目なんだという考えですから、そこはなぜ予算を付けたり、早く統合に向けた予算付けだったり、それから、ほかの候補地はこういう町長の頭の中でゆとりのあるどれだけ、どんな丸い教室なんだろうかね、四角だけじゃないんですけど、どんな教室なのかよく分かりませんが、こういう学校を建てたいんだと。どっちがいいですかみたいな。どっちだったら変ですけども、やっぱりそこで、住民説明会するには、それなりの情報がないと駄目だと思いますけども、そこを早く予算付けしないと、ずっとこの老朽化が進んでいくばかりの小学校に、もう何年も通わないといけないというような状況も続きますから、そこは、早急に、こうやってもう統合促進しますよというような考えを持ってないんですか。

そこちょっと教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

先ほども言いましたように私はもう15年前から子どもの教育環境を整えたいというふ

うに思っております。ですから早急に整えるべきだというふうにも思っております。

しかしながら、50年の大計でもあります。この50年の大計をただただ時間がないからということで、進めることということも、私はいかがかなというふうに思っています。時間のかけるところと素早くするところと、やっぱり仕分しながら、ここは住民の方たちと、やはり意見を聴取しながら、説明をし意見を聴取しながら、進めて行き、そしてまた意見を含めて、合意形成が出来た上で素早く建設に向けて進めていく。ということが本来あるべき姿ではないかというふうに考えております。

いずれにしても、また私自身も、早急に建設は進めるべきというふうに考えております。

そしてまた、今住民説明会の予算の件につきましても、本来であれば、教育委員会が予算を付けるべきことであるとは思いますが、教育委員会が予算を付けないということであれば、行政のほうで考える必要もあるかなというふうには思っています。

いずれにしても、このことについては素早く答えを出すように検討していきたいと思えます。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

なかなかもうちょっと法律を無視したところがありますけども、1番はやっぱり将来の子どもたちの最適な教育環境をつくるということが大事ですから、そこは、しっかりと考えていただいてやっていただきたいと思えます。

それでもう一つ、統合した後の話なんですけれども、先ほど教育長が説明されました令和4年の5月は703名と言われたですか小学校で全校で令和5年4月でしたか、それで令和11年には、475名に下がると32.4%。これ平均で6学年で割っても、1学年80人程度になるんですよ。

そうしたら、80人って言ったら、2クラスです。今の状況ですから、4年生以上は2クラス、もうやっぱり1クラス40人は多過ぎます。

ここはもう、やっぱり統合後は、今はもう統合しなくても、もう本当少人数も少人数複式学級になるかというような状況にありますけれども、やっぱり少人数学級をしっかりと見据えてやっていただきたい。

そこで一人一人の顔が見え、一人一人の声を聞ける、心の声も聞けるというような状況もぜひともつくっていただきたいというふうに思えますけども、これについて答弁をお願いします。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律では、小学校段階的に35人学級というふうになっております。

また、国と県の加配教員を利用いたしまして、一部教科を分割にして少人数で授業したり、一部の学年を少人数学級にすることは可能でございますけども、全てを少人数学級にするということは、町独自では厳しい現状があります。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

しかしながら、少人数学級をしているところがあるでしょう。教育長の考えとして、1クラスの最適な人数というのは何人がいいというふうに考えて学年にもよります。よろでしょうけれども、何人がいいというふうに考えてある。

○教育長（外園 哲也 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

教育長。

○教育長（外園 哲也 君）

理想ではございますけど30人以下の学級が最適だと思いますし、ヨーロッパの先進国におきましては、20人が普通であるというふうに言われております。

余りにも少な過ぎると例えば体育の授業でサッカーをしたりとか、というようなものも出来なくなりますので、30人以下が理想ではないかというふうに個人的には考えております。

以上です。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

町長は、その少人数学級、例えばするというふうになった場合は、当然町からも、予算付けたりしないといけないというふうに考えますけども町長は、少人数学級に対して、どういうふうに考えてあるのか教えてください。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

当然ながら文科省の基準というのがあるというふうに思いますので、基準が最低の条件かなというふうに思っています。

しかしながら、これからの教育というのは、フレキシブルに動くべきだというふうに考えております。

全ての人全ての子どもたちが同じ教室で同じような時間、同じような授業を受けるということ自体が、これからの教育に本当にふさわしいかなというふうに私自身は考えております。

それこそ同じレベルの子どもたちを金太郎あめのようにしてつくる教育はもう既に昭和の時代に終わっているというふうにも考えておりますので、これから未来に向けて、どのような教育をしていくか、それにはどのような人数でどのような形で教育をしていったらいいのかというのは、これは独自性を持ってもいいというふうに私自身は思っていますので、そこに何人の教室ということを決めるというのは、基本的にはあっていいと思いますが、授業について非常に算数の得意な子は、算数をどんどん進んでもいいというふうにも思いますし、理科が好きな子、社会が好きな子同士が集まって、それはまたそれ、ものについてですね、研究を進めていくというような教室があってもいいというふうに思っています。

これから先、恐らく教育委員会の自由度が高まっていくというふうに思いますので、教育委員会の中で、どのような教育体制をとって、どのような教育を進めていくかというのは、これから先、恐らく5年、10年、20年経つと大きく変わっていくというふうにも思っています。

したがって、30人学級がいいとか35人学級がいいというよりも、もっとフレキシブルに対応できるような先ほどからの学校校舎の関係にもなりますけども、そういったものに対応できるような私は学校をつくりたいというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

少人数以下学級だけじゃ駄目だと。というようなお話もされていましたがけれども、でも町長の頭の中でそういうのがいっぱい、いろんなアイデアがあると思うんですけど、でもそのアイデアに教育委員会がついてこなかったら駄目なんでしょう。

町長が左を向くなら左を向くような教育長なり教育委員会がないと駄目なんでしょう。それは、おかしくないですか。教育委員会の権限はどうなるのですか。

○町長（岡崎 邦博 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

町長。

○町長（岡崎 邦博 君）

だから先ほどから言っていますように、まだまだ議論が尽くされておりませんし、まだまだ理解が進んでいないというふうに私自身は思っています。

これから先も私が思う、それこそ未来を担う子どもたちにとって夢のある学校をどうつくるかということについて、まだまだ議論を尽くす必要があるというふうに考えております。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議長。

○議長（星 正彦 君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮 君）

議論はいくらしても答えは出ないと思うんですよ。これが完璧な100点満点の答えだというのは、絶対出ないので、先ほど町長も言われましたけども、だんだん5年、10年経ったらこうなるのか、それに対応した教育環境も変わってくるのか、何かいろいろあるでしょうから。

けども、今の現状を早く打開しないといけない。ということもあります。

どういうふうに私仲介人じゃありませんけど、教育委員会も法的にきちっとした権限を持って決定したわけで、これを町長が、やっぱりいいや、こっちを向きなさいと、しているのが今の現状ですよ。

乱暴な言い方かもしれませんが、だけど1番そこで不利益を受けるのは、将来を担う子どもたちなので、ここは、その辺も十分考えて、今からずーっと議論を尽くして尽くして尽くしても答えは出ませんから、ある程度のところでやらないと今の最悪な教育環境というのは最悪と言ったら申しわけないですが、悪い環境を改善するという事は、なかなかすぐには出来てこないんじゃないだろうか。

今から、新しい小学校を建てたとしても、もう4年、5年は最低かかるわけじゃないですか。そうしたら、それまで今のもう小学校3年生は中学生ですよ、関係ありません。今からしても、でも今度入学してくる子がずっと議論しよったら今度入学してくる子も、今の、老朽化した校舎の中で過ごして、中学校に上がっていくというような状況をずっと続いていくわけですよ。

ここはちょっともう、どこかで判断と教育委員会の権限も、しっかり据えて町長は、少し頑固なところは良いところと悪いところがありますけど、しっかりそこは考えてね、もう早く結論を出してくださいよ。

どっちも困っていると思うんです。教育委員会も困っている、自分たちは法的に問題ないように、しっかりと、やってきている。

あり方検討委員会、これは点数がついていますけれども、ただ選ばれた教育委員の皆さんが全員全会一致でここが良いと。こういう環境で、こういう建物にしてとかいう。そこまで考えてって決めたわけなんで、そこは尊重するところは尊重してやるべきです。

もう、多分繰り返しなんで、これでもう答弁はいりませんが、そこをしっかりと考えてやってください。

以上で終わります。

○議長（星 正彦 君）

以上で、宇田川 亮 議員の質問を終わります。

これで全ての一般質問が終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日、7日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日7日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

これで散会します。

散会 午後 3時17分